



松戸市庁舎整備検討委員会 中間答申書について

令和4年5月23日付け松総才第9号により松戸市庁舎整備検討委員会へ諮問した事項について、これまでの検討結果、最終答申に向け更なる検討が必要な内容を各観点からまとめた中間答申書を当該委員会より受領いたしましたので、ご報告いたします。

記

- 内 容 松戸市庁舎整備検討委員会 中間答申書のとおり

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部オフィス・サービス創造課

☎047-701-8611 FAX047-308-2840

✉ mcos@city.matsudo.chiba.jp

(写)

令和4年9月1日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市庁舎整備検討委員会

委員長 柳澤 要



松戸市庁舎整備検討委員会 中間答申書

松戸市庁舎整備検討委員会は、松戸市庁舎整備検討委員会条例第2条の規定に基づき、令和4年5月23日付け松総才第9号により諮問のあった事項について、以下のとおり中間答申します。

記

I 中間答申の位置づけ

本委員会は、令和4年5月23日に設置されて以降、諮問事項に沿って、6回の委員会を開催しました。なお、これまでの検討結果、最終答申に向け更なる検討が必要な内容について、各観点から以下のとおりまとめました。

II これまでの検討結果と今後の検討内容（ポイント）

1 今後の行政サービスのあり方と職員の働き方の方向性について

(1) 市民ニーズの観点から

- ① 手続きのオンライン化を進め、利用者が時間と場所に左右されず、必要な行政サービスを受けられることが必要
- ② 本庁にはできるだけ来庁しなくて済み、身近な支所などで行政サービスを受けられることが必要
- ③ 窓口で直接サービスを受ける場合に備えた「窓口業務のサポート体制の強化」「バリアフリー化の強化」などの窓口サービス提供体制の実現
- ④ 本庁と支所などの出先機関との適切な役割分担（あり方）については、現状を踏まえ検討していくことが必要

(2) 職員の働き方の観点から

- ① 手続きや相談のオンライン化が進んでも窓口対面で対応しなければならない業務と、それ以外の業務、それぞれについて担当する職員の働き方を検討することが必要
- ② 行政のオンライン化、ポストコロナの様々な働き方（テレワークやサテライトワークなど）を下支えする情報インフラや空間スペースの整備が必要
- ③ 窓口業務、ナレッジ業務など、様々な働き方に合った働き方の最適化

2 行政サービスを支えるハードとしての市役所機能の方向性について

(1) 本庁舎固有の役割と機能

- ① 行政のオンライン化を踏まえた本庁舎の固有機能の整理が必要
- ② 平時には繁忙業務等に対応可能で、被災時には災害時オペレーションに活用可能となるなど、庁舎レイアウトの可変性確保が必要
- ③ 関連性のある機能の集約と部署間の配置に関しては、検証が必要

(2) 防災拠点としての本庁舎のあり方

- ① 災害対策本部機能と避難場所は、機能を分けて配置することが必要
- ② 業務継続計画（BCP）に基づき、行政を必要とする市民へのサービスが継続されるための備えが重要
- ③ 被災時の近隣施設との役割分担についての検証が必要

(3) 既存施設のあり方

- ① 本館・新館は、現状の施設状況を踏まえると、今後継続的に使用していくことは難しいと考えられ、建て替えが妥当
- ② 中央保健福祉センター、衛生会館は、現状の機能を考えると既存施設を活用することが可能
- ③ 別館・議会棟は、建て替え、長寿命化、耐震改修などの観点から検討が必要
- ④ 京葉ガス第1第2ビル及び竹ヶ花別館は、現庁舎の狭あい化に伴う借上げとなっていることから、新庁舎にその機能を集約することが妥当

※安全性を考えれば、全ての建物の建て替えが望ましいが、財源等を踏まえ、既存施設を活用していくことも検討していくことが妥当と考える。なお、機能の集約化については、利用実態を踏まえつつ、市民サービス・利便性・財政負担などを総合的に勘案して、更なる検討が必要

(4) 庁舎面積について

上限面積については、過去の委託調査（必要面積算定業務）で求められた新庁舎面積を基準とし、既存施設として活用が可能な中央保健福祉センター、及び衛生会館の面積を減じた41,000㎡程度を目安とする。

また、これまでの議論を踏まえ、防災など必要となるスペースを考慮しつつも、今後の手続きのオンライン化、本庁と支所の業務見直し、職員の業務の進め方や働き方の変化などによる面積の低減も踏まえ、更なる検証が必要。

Ⅲ 最終報告に向けて

令和5年3月の最終答申に向けて、庁内ワーキング取りまとめ内容を参考にするとともに、上記のポイントを踏まえ、情報技術の進展など地方自治体を取り巻く環境変化も見据えつつ、更に検討を深め、過去の委託調査（必要面積算定業務）の時点修正を行う。